

制定 令和 7 年 7 月 1 日

大阪市乳児等通園支援事業運営補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市乳児等通園支援事業運営補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象及び補助額)

第 2 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象」という。）は、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の実施にあたり必要な経費とする。

- 2 乳児等通園支援事業の内容（目的、補助要件及び算定基準）は、大阪市乳児等通園支援事業実施要綱のとおりとする。
- 3 補助金の額は、予算の定めを上限として、補助対象又は算定基準により算出した額のいずれか少ない方の額（100 円未満の金額については、これを切り捨てる。）とする。

(交付申請)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪市乳児等通園支援事業運営補助金交付申請書（様式第 1 号）に規則第 4 条各号に掲げる事項を記載し、事業開始日から 30 日以内に市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 事業計画書及び収支予算書
 - (2) 別紙に記載の書類

(交付決定)

第 4 条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市乳児等通園支援事業運営補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市乳児等通園支援事業運営補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付申請の提出期限から 30 日以内を標準的な処理期間とし、当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。
- 4 前項の規定は、交付申請書類の内容が適正であり、添付すべき書類が全て添付されているときにのみ適用し、交付申請書類の内容が不適正であるとき又は添付すべき書類が添付されてい

ないときについては、全ての書類が修正又は添付されてから 30 日以内に交付決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

第 5 条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第 1 項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第 7 条第 1 項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市乳児等通園支援事業運営補助金交付申請取下書（様式第 4 号）により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して 10 日とする。

(交付の時期等)

第 6 条 市長は、補助事業の完了前に、一部を概算払するものとする。

2 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、大阪市乳児等通園支援事業運営補助金月別利用報告書（様式第 5 号）により利用月の翌月 10 日までに報告したのち、同報告により算出された補助金の額を市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、概算払の必要性を精査し、必要と認めたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を支出するものとする。

(補助事業の変更等)

第 7 条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、事前にかつ 2 月末日までに大阪市乳児等通園支援事業運営補助金変更承認申請書（様式第 6 号）を、補助事業の休止又は廃止をしようとするときは、事前にかつ 2 月末日までに大阪市乳児等通園支援事業運営補助金休止・廃止承認申請書（様式第 7 号）を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助事業の目的に変更がなく、補助対象経費が増額とならない場合に限る。ただし、事前に本市に協議しなければならない。

3 第 1 項の大阪市乳児等通園支援事業運営補助金変更承認申請書（様式第 6 号）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 収支予算書

(2) 別紙に記載の書類

4 市長は、第 1 項の規定により大阪市乳児等通園支援事業運営補助金変更承認申請書（様式第 6 号）の提出があったときは、これを審査し、補助事業変更が適当と認める場合は、大阪市乳児等通園支援事業運営補助金変更承認通知書（様式第 8 号）により、随時、その旨を補助事業者へ通知する。また、第 1 項の規定により大阪市乳児等通園支援事業運営補助金休止・廃止承認申請書（様式第 7 号）の提出があったときは、これを審査し、補助事業の休止又は廃止が適当と認める場合は、大阪市乳児等通園支援事業運営補助金休止・廃止承認通知書（様式第 9 号）により、随時、その旨を補助事業者へ通知する。

5 市長は、補助事業変更が不適当と認めたときは、理由を付して、大阪市乳児等通園支援事業

運営補助金変更不承認通知書（様式第 10 号）により補助事業者に通知する。

（事情変更による決定の取消し等）

第 8 条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市乳児等通園支援事業運営補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第 11 号）により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

（１） 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

（２） 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 第 3 条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

5 補助事業者は、第 2 項の規定による通知を受けた場合において、取消し又は変更後の補助金の額が既に交付を受けた補助金の額を下回っているときは、通知を受けた日から 20 日以内に、既に交付を受けた補助金の額から取消し又は変更後の補助金の額を差し引いた額を市長が発行する納付書により戻入しなければならない。

6 補助事業者が前項の規定により戻入する補助金の額は、第 3 項の規定による補助金の交付がある場合には、当該補助金の額と相殺することができる。

（補助事業の適正な執行）

第 9 条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

（立入検査等）

第 10 条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（実績報告）

第 11 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市乳児等通園支援事業運営補助金実績報告書（様式第 12 号）に規則第 14 条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１） 事業報告書及び収支決算書

（２） 補助事業に従事した職員にかかる賃金台帳の写し

（３） 補助事業にかかる保護者徴収金台帳の写し

（４） 保育従事者にかかる勤務実績等（事業に従事したこと）がわかる書類

（５） 第 2 号から第 4 号までに掲げる書類の他、第 1 号の収支決算書の収入額及び支出額を確

認できる資料（次条に規定する補助金の額の確定に必要なものに限る。）

（補助金の額の確定等）

第 12 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市乳児等通園支援事業運営補助金額確定通知書（様式第 13 号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の精算）

第 13 条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、大阪市乳児等通園支援事業運営補助金精算書（様式第 14 号）（以下「精算書」という。）を作成しなければならない。

- 2 補助事業者は、精算書を当該補助事業の完了後 20 日以内に市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、第 11 条第 2 項で提出した収支決算書に概算払に係る精算内容を表記し、かつ、収支決算書により表記された決算金額と第 11 条第 2 項で提出した実績報告書の金額を比べ少ない方の金額が前条により通知された金額に相違がないときは、収支決算書を提出したことをもって、精算書を提出したものとみなす。
- 4 市長は、第 1 項の規定による精算書又は前項の収支決算書の内容を精査し、精算により剰余又は不足が生じていると認める場合には補助事業者へ通知しなければならない。
- 5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、本市が指定する日までに、剰余金を市長が発行する納付書により戻入し、又は速やかに不足額に係る請求をしなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を支出するものとする。

（決定の取消し）

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金交付決定等を受けた場合
- （2） 補助金交付決定等の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合
- （3） 補助金を他の用途へ使用した場合
- （4） 第 18 条第 2 項第 2 号から第 3 号までに規定する書類、帳簿等が保管されていないため、補助事業の実績確認が適切にできない場合
- （5） その他、市長が不適当と認める事由が生じた場合

- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第 1 項に規定する取消しを行ったときは、理由を付して補助事業者へ大阪市乳児等通園支援事業運営補助金交付決定取消通知書（様式第 15 号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金交付決定等を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求め、大阪市乳児等通園支援事業運営補助金返還決定通知書（様式第 16 号）により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 前項の通知があったときは、当該補助事業者は返還を求められた額を本市が定める期日までに大阪市あて納付しなければならない。
- 3 補助事業者は、第 1 項の通知を受けたときは、規則第 19 条の規定に基づき、加算金及び返還金を納付しなければならない。

(補助金の額の更正等)

第 16 条 第 11 条に定める実績報告に誤りがあり、事業の補助金に剰余が生じていたことが確認された場合には、市長は、第 12 条に定める額の確定後もその剰余金を返還させることができるものとし、補助事業者へ大阪市乳児等通園支援事業運営補助金額更正通知書兼返還決定通知書（様式第 17 号）により通知し、補助事業者は、その剰余金を本市が定める期日までに返還しなければならない。（ただし、第 14 条の取消事由にあたる場合を除く。）

- 2 前項の規定により返還を求められた補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和 39 年大阪市条例第 12 号）第 2 条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。
- 3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない補助事業者が返還を求められた剰余金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(消費税及び地方消費税にかかる仕入控除額交付の取扱い)

第 17 条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- 2 補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入税額控除が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。また、市長は報告があった場合には、当該仕入税額控除の全部又は一部を納付させることがある。

(関係書類の整備)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る活動実績及び経費の収支を明らかにした書類、帳簿等（以下「関係書類」という。）を常に整備し、第 12 条の通知を受けた日の属する年度の 3 月 31 日から 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 前項の関係書類は、次の各号に掲げるものである。

- (1) 第 11 条第 2 項に規定の書類
- (2) 職員（業務委託及び派遣契約により勤務する職員を含む。）の雇用実態が分かる書類（契約書・資格証・職員の出勤及び退勤時間が記録された書類等）
- (3) その他児童名簿等、補助事業の活動実績等が明確にされている書類

附 則

この要綱は令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

(別紙)

要綱第3条第2項

- ・大阪市乳児等通園支援事業運営補助金実施計画書〔別紙1－1・別紙1－2〕
- ・保育室の配置図

要綱第7条第3項

- ・大阪市乳児等通園支援事業運営補助金補助事業変更承認内訳書〔別紙2・別紙1－2〕